

商工業事業継続計画策定支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

商工業事業継続計画策定支援事業委託業務

(2) 事業の目的

南海トラフ地震等の自然災害の発生時に、県内の商工業者ができるだけ早期に事業を再開・継続していくことができるよう、BCP（事業継続計画）の策定とその実効性を高めるためのBCM（事業継続マネジメント）の促進を支援する。

(3) 事業内容

「商工業事業継続計画策定支援事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

業務委託契約締結日～令和7年3月21日（金）

2 見積限度額

3,989千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※現時点での予算案の額であり、令和6年2月議会での当初予算案の議決を経て確定するものです。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「商工業事業継続計画策定支援事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととします。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとします。なお、次の各要件を満たしている複数の事業者による共同での提案も可能とします。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

開催日時：令和6年3月12日（火）14時から

開催方法：オンライン開催（オンライン会議システム「Zoom」を使用）

※説明会への参加希望者は、令和6年3月8日（金）17時までに、高知県商工労働部商工政策課のメールアドレス（151401@ken.pref.kochi.lg.jp）あてに、説明会参加申込書（別紙様式-1）により参加申込みを行ってください。

※説明会実施に係る招待URL等の詳細は、申込み後、参加者に対し別途お知らせします。なお、説明会当日の接続台数は1事業者当たり2台までとします。

7 質疑と回答

質疑は、令和6年3月13日（水）17時までに別紙様式-2により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付けます。FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は高知県商工労働部商工政策課のホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式-3）の提出により申込みをしてください。申込みにあたって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書（様式－3）	A4縦	1部
法人概要書（様式自由）	A4縦	1部

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和6年3月21日（木）17時（必着）

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県商工労働部商工政策課 企画担当

TEL：(088) 823-9283

(2) 資格要件の確認

高知県商工労働部商工政策課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、速やかに全ての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程

- 令和 6 年 3 月 8 日（金） 説明会参加申込期限（17 時まで）
- 3 月 12 日（火） 説明会（14 時から）
- 3 月 13 日（水） 質疑書提出期限（17 時まで）
- 3 月 21 日（木） 参加申込書提出期限（17 時まで）
- 4 月 12 日（金） 企画提案書等提出期限（17 時まで）
- 4 月 24 日（水） 審査委員会（午後）（予定）

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第 6 条第 1 項第 3 号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式－4 により提出してください。
開示・非開示の判断は様式－4 に基づき行うものではなく、様式－4 を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県商工労働部商工政策課

担当者：岡村、溝渕

TEL：(088) 823-9283

FAX：(088) 823-9261

E-mail：151401@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがあります。
 - ア 提出書類に不備があった場合若しくは指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) 令和6年度高知県一般会計当初予算が提案どおりに議決されなかった場合は、本件については、停止等を行うことがあります。